

## 新たな空間の創造

——近世ティロルとオーストリアの貴族——

マルコ・ベツラバルバ

(訳) 佐藤公美

ここ数年、益々多くの研究者達がフェルディナント1世の時代をハプスブルク君主国の政治的構築上の転換点と見なすようになってきている。15世紀半ばごろに、政府とハプスブルク家の支配する諸領域の統合のモデルの土台が築かれ、それがその後の数世紀間ほぼ変わることなく適用されたのであった。

フェルディナントは「ハプスブルク君主国の設立者」であると見なしうるが<sup>1)</sup>、それというのは彼が、兄のカール5世とは異なって、世襲相続地 (*Erblande*) を「領域を支配する君主としての役割における皇帝に直属する財産かつ領地であり、現実には『彼の帝国政策の基盤』であり、彼が力を弱め脅威にさらされた時に撤退できる」ものだと理解していたからである。ハプスブルク家の支配領域に一層の統合をもたらそうとする努力の現れ方は色々あったが、R・J・W・エヴァンズが看取したように、組織的な政治の中央集権化に発したものは皆無であった。言い換えれば、「最も重要なことに、フェルディナントは、権威の中央集権化のためにそれ以上の計画を追求しなかった」のである。

本報告において私は、非常に特殊な地域的文脈、つまりティロル伯領とトレント司教国及びブリクセン司教国から成る地域の状況内部におけるフェルディナントの政策のいくつかの側面——そして部分的には、彼の継承者の政策についても——に焦点を当てたいと思う。これら三つの領邦は、それぞれ互いに独立してはいるものの、財政上・軍事上の協定によって結び付けられており、そのために事実、ほとんど単一の地理的・政治的な存在になっていたのである。

私は特に三つの問題に取り組もうと思う。〔一つは〕大貴族の諸家門に対して用いられた社会的・政治的統合のメカニズムであり<sup>2)</sup>、〔二つ目は〕新たな領域的空間の確立であるが、これは既に見たように、行政上の中央集権化のプロセスが不在であっても生じた。そして〔三つ目は〕貴族の暴力行使の要請を制限するために用いられた戦略である。

三つ目の問題から始めよう。早くも15世紀末には、この問題はマクシミリアン1世の帝国改革計画の中心にあった。貴族のフェーデが桁外れに多かったために、紛争解決の法と手続きを導入するとともに、その一方で帝国法により「社会的に許容可能な力の使用と受け入れられない犯罪の間により明確な区分線を引くこと」<sup>3)</sup>が必要になったのである。

貴族のフェーデの解決には、1495年の「永久平和令」に始まり1532年のカロリーナ刑事法典に終わる一連の立法措置による取組みがなされた。これらの新たな法の集積は、ローマ・カノン法に基づく法手続きの成功を表していたが、それは急速にドイツの諸法廷に定着したのであった。これらの新たな手続きの普及は無論、「法廷のスタッフ集団を構成」し、イタリアの大学でローマ法を学んだ「新進の職業的な法専門家階層」のためのものであった。

これらの新たな法と手続きには、帝国最高法院 *Reichskammergericht* と帝国宮内法院 *Reichshofrat* という二つの最高裁判所の創設が伴っていた。貴族達は最も数多く、かつ最も頻繁な双方の依頼人であった。1525年の農民戦争や、帝国騎士（最下位のドイツ貴族）の反乱や、浮浪人の問題などの例が挙げられるような高度の社会的緊張状態によって特徴づけられた状況において、貴族達は自分達の諸権利——財産権や、彼らの裁判権の範囲や特権——を、国家の役人のみならず、彼らよりも下層の人々からも防衛するために、裁判所を利用したのである。

これらの貴族のフェーデが頻繁に起こったのは、かなりの程度、帝国内諸地域では驚くほど裁判権が細分化していたことに由来している。大きさが非常に多様であったことに加え——帝国騎士諸家族が保有する小規模な領主所領、グルントヘル達が発するより大きな封建領主所領、都市の管轄領域、聖界諸侯領、世俗諸侯領等々——ドイツの諸領域は極端な権力の分散によって特徴づけられていたが、これは中世の封建化プ

ロセスの帰結であった。「封建契約、つまり一方ではローカルな諸権力を承認または正当化し、他方ではそれらを君主の上位性に従属させ、それによって規律化する道具」<sup>4)</sup>は、独立的領土支配の旧来の諸中心と新しいそれらの間の関係を定めるために非常に効果的な手段であることが判明した。しかし、皇帝の君主権 *sovereignty* の弱さも理由となつて、諸侯達と家臣達との忠誠誓約のネットワークは領土の境界に一切従っておらず、結局は「中央集権化の弱さによって特徴づけられる、領域・権威・諸権利の特殊な型の集合体」<sup>5)</sup>の台頭を惹き起こした。中世における帝国空間の形状は、益々増加する重なり合い絡み合う「多極的ネットワーク」<sup>6)</sup>の共存に基づいており、ローカル、リージョナル、帝国規模という様々な権威の及ぶ範囲を併っていたのである。

このような生来の法的矛盾とともに発展したが故に、封建的紐帯の階層化は、この地域を「地理的空間」と「メンバーシップ空間」の錯綜したものにしたが<sup>7)</sup>、ここでは後者の方がより大きな抵抗を持ち、地理的な近接性以上に重要な意味を持つ傾向があった。土地所有権をめぐる頻繁な争いや、「地上戦争攻撃 *land-war offences*」<sup>8)</sup>が城主諸家門の間で定期的に勃発したが、それもこの纏れた封建的ネットワークの帰結であった。

19世紀及び20世紀の研究史によれば、法律家層の台頭とローマ法の受容 *Rezeption* は、ドイツにおける「共同体の法」に対する近代の「国家の法」の勝利の証であった。斯くして諸侯（または皇帝）が貴族に打ち勝った。確かに、ある種の規範——例えば復讐を略奪 (*Raub*) の罪と等置して処罰するカロリーナ刑事法典のような——の導入は、紛争の慣行を深部まで変化させた。これはしかし、血讐を慣習法上の手続きによる裁判から取り除き、成文法による新たな訴訟手続きの文脈内に再定義することによって生じたのである。

血讐は、影響力のある法律家層と法の専門家達が介在する法慣習と法手続きの儀式という領域に属すると考えられてきた。しかし、近年の諸研究が示したように、暴力を用いたフェーデを抑圧するというよりも、中央集権化された新たな法廷の誕生は、絶えず流血を伴う暴力に訴えずに済むような、より幅広い紛争解決の道具を貴族諸家門に提供した。一方では、裁判は親族共同体に公的な正当性を付与する機会ともなったが、そのような作業は、語りという観点から見ても、それまでは血讐によって行われるのが常であった。「他方では、訴訟手続きは〔…中略…〕勝者と敗者、勝利者と犠牲者を生み出した。〔諸々の〕リソースが帰すべ

きと考えられた人々と、それを否定された人々がいたのである。このことが貴族内部のヒエラルキーの発達の一助となり、ついにはその優位性を一層強化したのである」<sup>9)</sup>。

私は、ティロル伯領とトレント及びブリクセンという二つの聖界諸侯国から取り上げた、この種のメカニズムの事例を二三述べたいと思う。これらの紛争は、しばしば非常に暴力的な帰結に至る典型的な貴族フェーデであり、ティロル南部の最重要家系——アルコ家、トゥン家、ロドロロン家、シュパウアー家——の間に存在した争いに端を発した。これらの家系は非常に広範な土地を保有していたのだが、それらは司教諸侯あるいはティロル伯から授封されたものであった。ティロル地域においては（とはいえ、ハプスブルク家の全世襲領 *Erblande* に同じことがあてはまる）、領土支配が貴族権力の基盤であり続けていた。「領土は概して地元の城に居住する権利を獲得した〔…中略…〕、最も深刻な犯罪以外のすべての事柄に関して法を施行し、レガリアを管理し、司法や行政の手数料を課し、従属する農民から地代や税を取り続けるためである」<sup>10)</sup>。封として保有された城は、(オットー・ブルンナーを引用すれば)「全き家」を象徴しており、そこには様々な要素が含まれていた。即ち、民事・刑事の裁判権を行使する対象である土地財産の集合体 (*Herrschaft*)、家族の居所 (*habitatio certa*)、財産を利用し諸権利を行使する手段 (*praedia et dignitates*)、そして家系 (*familia*) である。授封された財産は貴族の家が権力を行使するための道具であったが、子孫達のアイデンティティと〔祖先の〕記憶も体現していた<sup>11)</sup>。それらの建築物と土地は、現役世代に祖先に由来する「支配の正当性」(*Herrschaftslegitimation*) を与え、理論上はそれを将来へ引き延ばす力があつた。

同じ家門内の系統間で生じたフェーデを解決するために始めた裁判は、繰り返す同じパターンを踏襲する傾向があつた。ここには、法廷の内と外のちょっとした二重経路が関与しており、同様に二重の性質を持った文書群を生み出した。実際、二種類の文書が存在しており、その内一種類は争い合う当事者達によって生み出されたものであり——記録類や書簡、当事者達によって選ばれた仲裁人による和解の試みである——他方は法廷内で、ローマ法の訴訟手続きに従って作成された。一方は「私的」で他方は「公的」なこれら二種類の文書群は、互いに食い違ったものではなかった。それどころか、互いを補い合いながら並行軌道に沿って進んだのである。最終的には、フェーデを解決する

平和の合意が帝国法廷で承認され、そして——多くの同時代史料が証明しているように——家門内の二系統の間に「友好的な」関係が再付与されるように、財産（城、土地、税）の厳密な分割を伴っていた。

このローマ法と封建法の統合は、「例え領域内の〔政治的・権力的〕地勢は、『中央集権化の弱さによって特徴づけられる、領域・権威・諸権利の特殊な型の集合体』をなす、大きさも様々な封建的裁判権の細胞に分割されたまま変わっていなかったとしても、単一の政治文化を広め、秩序ある貴族階級の社会的再生産メカニズムを保障する力があることが明らかになった〔註5文献、p 217〕。

貴族の「全き家」がいくつかの部分に分割されるという形での解決には、領主支配の富の基盤を守り維持し、またやろうと思うならば、フェーデが一層大規模な政治的紛争へと悪化してしまわないように「合理化」という利点がある。貴族が際限なく紛争に没頭することを不可能にすることによって、皇帝権力そのものが、物質的・非物質的双方の貴族の威信のシンボルを維持することを引き受けたのである。間違いなく中央の法廷（帝国最高法院と帝国宮内法院）それ自体は、判決を出すことで、結局はドイツの国制 *Verfassung* がその上に基盤を置く領主達の封建的ネットワークを粉碎しようということを企図してはいなかった。

このような紛争解決方は、私達に「社会的現象として、法はまさしく、恣意的な振舞いとそれに伴って生じる社会的分裂と闘うためのメカニズムなのである。〔…中略…〕私達はしばしば『紛争解決』に興味をそそられるが、第二の目的、つまり『社会的統合の進展』も等しく重要であり、同じように法によって追及されなければならない」<sup>12)</sup>。

この統合がそれによって生じる方法という問題は、私に本報告のもう一つの論点に向かうヒントを与えてくれる。即ち、大貴族家系に対して用いられた社会的・政治的統合のメカニズムである。〔ここでの〕議論の対象である時期の末葉に目を向けてみよう。16世紀から17世紀にかけて、ハプスブルク家支配領域内の貴族達の中に「変化と差異化、調整と内部の階層化」が生じ<sup>13)</sup>、そのことが最重要諸家系に政治権力の強化と富の増大を実現せしめたことを見て取るのはたやすい。この意味において、三十年戦争さえも——ボヘミア諸国の改革派貴族の抑圧、反乱者達とティロル及びオーストリア出身カトリック貴族の入れ替え〔が行われた〕——基本的にはこの過程、即ちそれにより王朝と「協力的貴族 (*kooperationswilligen Adel*)」が結びつけられ

た形成過程の数十年間を確証した<sup>14)</sup>。

この「協力」のプロセスがいかにして生じたかを理解するために、カリン・マックハーディが彼女の著書『ハプスブルク家支配下オーストリアにおける戦争・宗教・宮廷パトロネージ——政治的インタラクションの社会的・文化的次元：1521-1622年』で用いたモデルを利用することが有益だと私は考えている。このアメリカ人研究者の著書の主要な焦点は、王朝とエリート貴族の間の政治的インタラクションの再構成である。彼女の提起する根本的問題——何が三十年戦争中の反ハプスブルク反乱に導いたのか——は本報告の目的を超えている。ここでの私の関心は、彼女が貴族と王朝の関係の独自の特徴を説明するために著書の第一部で述べている骨子である。

著書の第一章で、カリン・マックハーディは「独裁的権力 *autocratic power*」と「統治基盤による権力 *infrastructural power*」という概念の間の差異を強調しているが、これらは当時の歴史的動態の完全な理解のために不可欠なものだ。第二の表現「統治基盤による権力」によって著者は、通常は他の貴族達との交渉を経て作られた法と規則を通じて、制度的な方法で社会を調和させ社会的生活を調節する、支配者層エリートの能力を意味している。他方、「独裁的権力」によって彼女は、いかなる交渉にも訴えることなく、社会をコントロールする際に可能な限り最大限の自律性を維持しようとする支配者階層の意志を意味している。この二つの定義の間の差異は、著者自身が以下のような言葉で述べるのを読めば一層よく理解されうるので、引用する。「統治基盤の発展には、潜在的に国家のエリート達の独裁的権力を増大させる力があるということが明白である一方、後者は必ずしも前者の発展の結果ではない」<sup>15)</sup>。

この二つの概念は、中世後期の政治体制と近世のそれの間の違いを理解するために有益である。著者は中世における「独裁的権力」の弱さは近世にも続いたが、その傍らでは、統治者とエリートの間取引と交渉の結果として「統治基盤による権力」が増大した事に注意を促す。支配階層と貴族という制度の相互依存は、かくして近代の国家に固有の特徴としての外観をかなりの程度で呈しているため、著者は16・17世紀の「国家形成」過程を、王と臣民の間の継続的な「取引のプロセス」として描写せざるを得なかったのである。

私の意見では、帝国内諸領域に対して益々顕著になるコントロールの形態が、それら諸領域の政治的・法的な不均質性を縮小する傾向を伴って、16世紀の間に

ゆっくりと立ち現れてきたことには疑念の余地がない。その一例は、世紀初頭にトレント司教国とティロル伯領の双方に影響を与えた新たな法集成の刊行である。これに先行する帝国法集成——例えばマクシミリアン1世の刑事裁判令 *Malefizordnung* や、一層意義深いものとしてはカロリーナ刑事法典がある——この過程の中で完成された。

マルティン・シェンナハの詳細な研究のおかげで、私達はようやく、君主の立法権力 *potestas legislativa* とティロルの領邦議会に代表される諸身分の集会との間に対立的関係を想定する、伝統的な18世紀の見解を取り除くことができる。それどころか、ティロルの領邦議会 *Landtag* は、トレントとブリクセンの聖界諸侯国の諸身分も参加していたが、実際それらの法を作成する際に非常に重要な役割を果たすだけの力があつた。君主と諸身分の「二元性」という伝統的な概念よりはむしろ、両者がいかに協働し共存していたかに注意が向けられるべきであろう。

この共存の独自性は、ティロルで1499年、1526年、1532年及び1573年に試みられた四度の法典編纂を分析することによって明白になる。シェンナハはそれまで一度も刊行されたことのない文書館史料に基づき、1495年法令の発生が1493年春に始まったことを示したが、この時、当時有効だった訴訟手続きを修正する目的で諸身分が提出した要求がマクシミリアン1世によって受理され、マクシミリアンはそれを刑事裁判令 *Malefizordnung* の文章に挿入したのである。マクシミリアンの治世は集中的な法生産段階の開始を告げた、それはイタリア方面への軍事的関与が益々増大しつつあったことや、1519年の皇帝の死後、1520年代にトレントとブリクセンの二つの諸侯国が投げ込まれた政治的・経済的危機の直接的帰結であった<sup>16)</sup>。再び、諸身分の集会の招集は——1518年、1525年等——宮廷との争いの諸事例のみならず、それらが迅速に解決された時期にも光を当ててくれる。1499年にそうであったように、1526年、1532年、そして1573年の領邦令も、フェルディナント1世、または彼の継承者である大公フェルディナント2世の書記局から出された権威的な命令というよりは合意に似ているのである——それが困難な作業を経て到達した合意であったとしてもである。

たった今見てきたように、法の生産が、プロテスタント宗教改革の勃発や、1525年の農民戦争や、さらにはマクシミリアン1世、カール5世、フェルディナント1世が直面した度重なる国際紛争といった出来事に

よって特徴づけられるハプスブルク家にとって厳しい危機の時代に最も集中的に生じたのは偶然ではない。

この王朝にとって非常に困難な時局に、ティロルは、「ハプスブルク家領の中で最もカトリック的な領邦として、[…中略…]ほとんどが非カトリックの東部ハプスブルク領に対抗する決定的な拮抗力となった」<sup>17)</sup>。この危機の時代に関する貴重な証言が、ジグムント・フォン・トゥン伯の手になる書簡に含まれている。彼はトレントの貴族であり、司教とティロル伯からの封という形で非常に広範に広がる財産を持っており、当時の帝国宮廷で決定的な役割を果たしていた。

1521年、ルター派の教会分裂が始まるわずか二・三年前のことだが、ジグムントは領邦議会に集まった貴族達にこう述べた。「我々は亡き皇帝陛下と、彼の全相続者達と、土地と臣民達に誓約した奉仕者であり、平民達以上に彼らの福利に結び付けられていることが思い出されねばならない」と<sup>18)</sup>。

ジグムントは、ティロルの貴族達に、ハプスブルク家の利害と彼ら自身のそれとの間に何の齟齬も見出さないと隠すところなく宣言した。また彼は、トレントとティロルの貴族達に送ったその他の書簡でも類似の調子と言葉遣いを頻繁に用いた。1530年代にかけて、彼は例え暴力に訴えてでも、トレントとティロルの貴族の家すべてが皇帝とカトリックに忠実であり続けることの必要性を擁護し、事実1525年と1526年の間にはそうだったのである。

正確には、プロテスタント諸侯との争いが頂点に達した時期の農民戦争の抑圧を回想しつつ、ジグムントはこう書いている。引用すると、反乱の責任者達は、支配者とオーストリア家の相続原理、つまり王朝の至上権 *sovereignty* とその世襲相続権を危機に晒すことで「ラントの正義を破ったのだ」。「私は、統治において人間的に言って当を得たことならなんでもしよう——彼はこう結論する——必要が生じる場所ではどこであれ、事件に圧倒されて防御を解除されたり、修復不可能な損害を受けたりすることはない」<sup>19)</sup>。

トゥンの政治的忠誠とトレントーティロルの貴族達の特権と帝国の一体性の防衛へのコミットメントには疑念の余地がない。そして彼は単に原則を宣言したのではなく、実際の行動を行った。というのも、周知のように、1525年と1526年の反乱の厳しい抑圧は貴族が単独で行ったことがよく知られているのである。

この権力の集中は、皇帝、領邦君主、封建貴族の統合過程の最も具体的な例の一つであるのみならず、後者の傑出した暴力行使能力の例でもある。

数多くの近年の研究が、少なくとも16・17世紀に至るまで、ヨーロッパの諸国家は自身の領土内においてすら暴力行使を独占することができなかったことを明らかに示した。とりわけ、チャールズ・ティリーとジャンス・トムソンの諸著書は「自らの領域内に存在する他の諸個人や諸集団や諸組織から強制力を奪うための国家の建設者達による長期に渡る流血の闘争を記録した。それは、形態は多様であったとしても、全ヨーロッパで生じた複雑なプロセスであった。この過程で国家の統治者達は諸社会集団と取引を行い、そこでは後者が戦争を行うための資源を提供し、それと引き換えに財産や政治的その他の諸権利を手に入れた。これらの取引は、国家が、特にその領域内での強制力の行使に関して、さらなる権威に到達するという中心的なドラマの脇筋をなしているのである」。その一方で、16世紀初頭には、国家によって認可された「非国家的暴力」の行使は、全てを考慮すれば、「国家と非国家的権威の領野、政治的なものと経済的なもの、国内問題の領野と国際問題の領野の境界が不分明であったか、または存在しなかった」<sup>20)</sup> 状況に帰せられうる。他方ではしかし、これらの『非国家的暴力』の許容された形態は、ヘンドリック・スプライトが著書『主権国家とその競合者達』において描写した権力の集中過程という光の下でも眺められうる。

スプライトは「中世の統治——領域国家もあれば、都市国家もあり、都市同盟もあった——の後に続いた政治的諸形態を、それらが形成した特定の同盟形態の性質によって説明した」<sup>21)</sup>。対内的・対外的変化——経済及び人口の発達、増大する戦費、社会的・宗教的な不安定状態——の圧力の下で、「主権 sovereignty の近代的概念が意味する領域的排他性という特徴とは無縁の部分的統治の形態」<sup>22)</sup> は、「変化する環境に応じて」政治的アクター達の新たな同盟によってゆっくりと浸食されていったのである。そして今度はこれらの政治的同盟の方も、新たな制度的集合体の台頭を規定したが、これらは——と、スプライトは断定する——「本質的に、物質的な利害と共有された信条のシステムに基づく取引の入れ替えや組み合わせなのである」<sup>23)</sup>。領域平和 (*Landfrieden*) の防衛は、君主と貴族の利害の文書化されない（しかし決して効果の劣らない）合意への凝集を惹き起こした。ローカルな裁判権のレベルでは、暴力の行使は事実貴族に委任されており、彼らが強制力を保持した。領邦のレベルでは、公的な統治府の役職（政府の評議会の議席や、宮廷での位階や、都市の守備隊の指揮権）は王朝に最も忠実な

地域の貴族の家に任された。

この組織は、私達が「財産パトロネージ」<sup>24)</sup> と名付けているような論理に従って機能した。さらに後者は、広範に渡る貴族のプレゼンスからその一貫性を引き出していたのだが、ここで議論になっている事例では、同時に近代の「パトロン—クライアント社会」の中心的な場であるウィーンとインスブルックの宮廷が果たした役割への依存度を益々深めていた。「近世のクライアント関係ネットワーク」に対する主権的権力 *sovereign power* の度合いを過大評価しないことが重要である一方、その間に生じた変化と、このシステムの内部で宮廷の役割、つまり特権や、貨幣収入や、政治的・行政上の役割を分配するアリーナとしての宮廷の役割に依拠するようになっていた中央の機能を無視することも無意味である。「新たな国家エリートが、君主が調整活動を新領域へと拡大する手助けをしたために、ハプスブルク家の宮廷は益々最も重要なパトロネージのアリーナとなり、ついには競合する忠誠の中心地を破壊、または少なくとも中立化したのである」<sup>25)</sup>。

このことは、私達を私の報告の最後の論点、即ち領域的空間という考えに関する論点へと導いてくれる。この場合、『ラントとヘルシャフト』に始まったオットー・ブルンナーの大変有名な定義を想起することが有益であるようだ。ブルンナーによれば、ラントの本質的な特徴はヘル、即ち領邦君主の存在によってではなく、むしろ領邦の法、つまりラントレヒトを守る領邦共同体であるということによって与えられるのである。「領邦共同体は *Rechtsgenossenschaft*、あるいは法共同体である。即ち、その成員達の共通の生活はラント法によって規制される」。さらにブルンナーは、私達がラント民 *Landvolk*、即ちラントの人々について考える時、第一に最も重要なものとして、貴族の地所に触れなければならないと指摘している。実際、武装権、即ちラント民に属するための必要条件を完全に持っているのは貴族階級の成員達であった。「彼らはフェーデを行うことのできる人々であり、したがって領邦内で合法的に暴力を行使することのできる人々である。〔ラント民という〕人々の成員資格の本質的条件は、しかし、領邦内に領主支配権または貴族的な財産を持っているということ」、即ち領邦内に「貴族の保有財産、または領主支配を組織するための中心地に位置する」家 (*Haus*) を持っているということである<sup>26)</sup>。

二・三年前に刊行された論文において、カナダの歴史研究者であるマイケル・チショルムがブルンナーの仮説を近代ティロルへの関連から検討した。チショル

ムは一方で、ブルンナーが考察したラントのモデルはティロルには適用されないと指摘している。というのは、第一に、イタリアとドイツ双方の貴族を含んでいるため、ティロルの貴族は言語状況が均一ではない。第二に、ティロルの貴族は伯にも二人の司教諸侯にも等しく忠誠の義務を負っている。そして第三に、ラント法が均一な法集成ではなく、ドイツの慣習法や、領邦令や、(トレント司教国においては) イタリア都市のものを模範とした都市条例を集めたものである。「それでもなお」——とチショルムは続ける——「ブルンナー自身が気づかなかったような方法で、ティロルは彼の中心的なテーゼを支持している。即ち、ラントの本質的な特徴は領邦君主ではなく、むしろ貴族の集団 (adeliger Verband) であり、彼らは支配 Herrschaft の諸権利 (自用地や、封や、または抵当のようなもの) を保持し、それらの支配権と同じ広がりを持つ地域に、共通の法の下で住んでいた」<sup>27)</sup>。

私の意見では、しかし、何世紀にも渡る連続性の仮説には異論がありうる。上で引用した1532年の書簡で、ジグムント・トゥン伯はティロルと司教国の貴族達がラント法を防衛する必要について述べていた。しかし彼はまた、オーストリア家の支配者の地位 *Oberkait* (Obrigkeit) とその相続権 *Erberkayt* (Erberkeit), 言い換えれば王朝の至上権とその世襲権を防衛する必要も述べていたのである。

トゥン伯の言葉の中では、三つの要素は不可分である。さらに彼は領邦を領域的・法的境界の内部に限定されてはいるが、それらの境界に完全には関連づけられていない政治的利害関係の広がる範囲に影響されるものであるとも見なしていた。もし政治的空間が「その内部で政治的な取引が生じる、権威と領域の双方で結びつけられた、ある一つのアリーナ」<sup>28)</sup> として表現されえたならば、その空間の形は二つの要因の結果であった。即ち、至上権 *sovereignty* を行使する彼の能力と、それと並んで、その至上権を具体的に実現するという任務を負った現地の仲介者達の数と類型である。

領域内諸地域間のコミュニケーションが遅く困難であったとすれば、仲介者の存在が極めて重要であった。中世後期にティロルの貴族達は——この人達はそれまではローカルなレベルでの自分の領主支配にアイデンティティーを持っていたのだが——より広い地方や帝国の現実をも同様に意識し始め、そこに自分が属していると感じていた。彼らの親族と政治的な経歴は非常に多様であった。即ち、トゥン伯のように、宮廷や統治府の評議会の成員であると同時に、自身の領主

支配下の住民達の保護者またはパトロンでもある上級貴族達がいた。また土地に深く根差しておらず (例えば、自分の家族の家 *Haus* から遠く離れたポストに任命された貴族の場合がこれに当たるだろう)、宮廷貴族とローカル・エリートをつなぐリンクとしての務めを果たした貴族たちもいた。時にはこれらが同時に起こる場合もあった。「最も複雑で潜在的にストレスの大きなケースは、同じ地域に権力基盤を持つ二つ以上の党派が、宮廷での愛顧や、それぞれのクライアント、支持者、小作人その他への影響力をめぐって競合し、さらに今度はこれら後者の人々も同様に、最下層の最もローカルなレベルにおいて、完全なコントロールとは行かないとしても、影響力を獲得しようと競合していた場所であろう」<sup>29)</sup>。

いずれにせよ、このような権力状況がある以上、もはや領邦 *Land* は単純に大貴族の家々の掌中にある地理的存在としては描かれ得ないということを想起することは重要である。それどころか、16世紀の間に台頭した新たな提携関係は、君主と貴族ネットワークの統合の諸形態を生み出し——その一方で諸領邦 *Länder* の地理的境界と封建領主支配は形式的には変更を受けないままであった——それらをはるかに相互浸透的で相互依存的にしたのである。

【付記】本稿は日本学術振興会科学研究費国際共同研究加速基金「中世アルプス山間都市と周辺地域の政治社会 (国際共同研究強化)」(課題番号 15KK0065) の助成を受けた研究成果の一部である。

#### 注

\* 本稿は2019年6月30日に甲南大学岡本キャンパスで開催されたセミナー「アルプス史研究セミナー 中・近世アルプスにおける社会・文化・政治空間」でマルコ・ベッラバルバ氏 (トレント大学准教授) が英語で行った講演 'Forging a new space. The Tyrolean and Austrian nobilities in the Early Modern Period' の講演原稿に加筆・修正を加えたものの日本語訳である。訳者による補足は [ ] で示し、必要に応じて適宜原語を訳語の後に示した。また英文原稿内でドイツ語やラテン語の単語や語句がイタリック体で記されているものを訳文中にも示した場合は、原稿中の表記に従いイタリック体で記した。

1) R. J. W. Evans, *Introduction. State and Society in Early Modern Austria*, in *State and Society in Early Modern Austria*, ed. by C. Ingrao, Purdue University Press, West Lafayette Indiana, 1994, pp. 1-23; p. 3 及び p. 5。「第三に、そして最も重要なことに、フェルディナントは権威の中央集権化のためにそれ以上の計画を追求しなかつ

- た。彼が正しい諸権利と財産特権に関する誠実な仲裁者をもって自らを任じたことは、我々の耳には虚ろに響くかもしれないが、それは〔…中略…〕真面目に言っていたのだ。それゆえに、皇帝は貴族に然るべくカトリック的で忠実なあり方を奨励した。金銭や称号の授与は、貴族が最上級の公式の地位の保持者であり、宮廷と諸地域の重要な仲介者であることを裏付けた」。
- 2) トマス・ヴィンケルバウアーが近年述べたように、「ハプスブルク家領の統合と、その神聖ローマ帝国からの漸次的な分離には主として三つの要素と方法があった。即ち『オーストリア』貴族の形成、帝国法廷、そして郵便制度である」。T. Winkelbauer, *Separation and Symbiosis: The Habsburg Monarchy and the Empire in the Seventeenth Century*, in *The Holy Roman Empire, 1495-1806: A European Perspective*, ed. by R. J. W. Evans and P. Wilson, Leiden and Boston, Brill, 2012, pp. 167-183, ここでは p. 175.
- 3) これらの点に関しては D. Willoweit, *Die Entstehung des öffentlichen Strafrechts: Bestandsaufnahme eines europäischen Forschungsproblem*, in *Die Entstehung des öffentlichen Strafrechts*, hrsg. von D. Willoweit, Böhlau, Köln, Weimar und Wien, 1999, pp. 1-12 及び D. Willoweit, *Zum Begriff des Öffentlichen im späten Mittelalter. Eine erweiterte Diskussionsbericht*, in *Neue Wege Strafrechtsgeschichtlicher Forschung*, hrsg. von H. Schlosser und D. Willoweit, Böhlau, Köln, Weimar und Wien, 1999, pp. 335-340.
- 4) G. Chittolini, *Signorie rurali e feudi alla fine del medioevo*, in *Comuni e Signorie: istituzioni, società e lotte per l'egemonia*, (Storia d'Italia Utet, IV), Utet, Torino 1981 pp. 591-676, p. 644.
- 5) M. Bellabarba, *The Feudal Principalities: The East (Trent, Bressanone, Aquileia, Tyrol and Gorizia)*, in *The Italian Renaissance State*, ed. by A. Gamberini and I. Lazzarini, Cambridge, Cambridge University Press, 2012, pp. 197-219.
- 6) F. Bretschneider, C. Duhamelle, *Fraktalität. Raumgeschichte und soziales Handeln im Alten Reich*, in «Zeitschrift für historische Forschung», 43 (2016) 4, pp. 703-746, p. 708.
- 7) この事例には、S・ロツカンによるコメントも非常に関連が深い。S. Rokkan, *State Formation, Nation-Building, and Mass Politics in Europe (The Theory of Stein Rokkan)*, ed. by P. Flora, Oxford, Oxford University Press, 1995, p. 104.
- 8) J. C. Bellamy, *Bastard Feudalism and the Law*, Portland, Oregon, Aeropagitica Press, 1989, pp. 10-56.
- 9) C. Wieland, *The Violence of the Nobility and the Peaceableness of the Law. The Rhetoric and Praxis of German Aristocrats towards the "New" Judiciary in the Sixteenth Century*, in J. Leonhard and C. Wieland (Eds.), *What Makes the Nobility Noble? Comparative Perspectives from the Sixteenth to the Twentieth Century*, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen 2011, p. 42 and C. Wieland, *Nach der Fehde. Studien zur Interaktion von Adel und Rechtssystem am Beginn der Neuzeit: Bayern 1500 bis 1600* (Frühneuzeit-Forschungen 20), Epfendorf/Neckar, Bibliotheca Academica, 2014.
- 10) M. A. Chisholm, *The Tyrolean Aristocracy in 1567*, in «Austrian History Yearbook», 40 (2009), pp. 3-27, p. 9.
- 11) O. Brunner, *La "casa come complesso" e l'antica "economica" europea*, in O. Brunner, *Per una nuova storia costituzionale e sociale*, a cura di P. Schiera, Milano, Vita e Pensiero, 1970 [O・ブルンナー 「全き家」と旧ヨーロッパの「家政学」], O・ブルンナー著, 石井紫郎・石川武・小倉欣一・成瀬治・平城照介・村上淳一・山田欣吾訳『ヨーロッパその歴史と精神』岩波書店, 1974年, 151-189頁]; O. G. Oexle, *Aspekte der Geschichte des Adels im Mittelalter und in der Frühen Neuzeit*, in *Europäischer Adel 1750-1950*, hrsg. von H. U. Wehler, Geschichte und Gesellschaft Sonderheft, vol 13, 1990, pp. 27-28.
- 12) この点に関しては、D・ヴィロヴァイトの重要な論文 D. Willoweit, *Gewalt und Verbrechen, Strafe und Sühne im alten Würzburg. Offene Probleme der deutschen strafrechtsgeschichtlichen Forschung*, in *Die Entstehung des öffentlichen Strafrechts*, pp. 215-238, pp. 237-38. を参照。
- 13) C. Wieland, *Nach der Fehde. Studien zur Interaktion von Adel*, p. 25.
- 14) T. Winkelbauer, *Krise der Aristokratie? Zum Strukturwandel des Adels in den böhmischen und niederösterreichischen Ländern im 16. Und 17. Jahrhundert*, in «MIOG», 100 (1992), pp. 328-353, p. 352.
- 15) K. J. Machardy, *War, religion and court patronage in Habsburg Austria: the social and cultural dimensions of political interaction: 1521-1622*, Basingstoke, Palgrave-Macmillan, 2003, p. 23.
- 16) M. P. Schennach, *Gesetz und Herrschaft. Die Entstehung des Gesetzgebungsstaates am Beispiel Tirols*, Köln-Weimar-Wien, Böhlau, 2010 and in general G. Schwerhoff, *Historische Kriminalitätsforschung*, Frankfurt am Main, Campus, 2011; *Streitkulturen. Gewalt, Konflikt und Kommunikation in der ländlichen Gesellschaft (16.-19. Jahrhundert)*, hrsg. von M. Eriksson, B. Krug-Richter, Köln-Weimar-Wien, Böhlau, 2003.
- 17) M. A. Chisholm, *A Question of Power: Count, Aristocracy and Bishop of Trent. The Progress of Archduke Ferdinand II into the Tyrol in 1567*, in *Der Innsbrucker Hof: Residenz und höfische Gesellschaft in Tirol vom 15. Bis 19. Jahrhundert*, hrsg. von H. Noflatscher, J. P. Niederkorn, Wien, Österreichische Akademie der Wissenschaften, 2005, pp. 351-423, p. 369.
- 18) *Ibidem*, p. 358.
- 19) 1532年2月19日付書簡; Archivio provinciale di Trento, Archivio Thun, Microfilm Decin: VI/136/86-64.
- 20) J. Thomson, *Mercenaries, Pirates, and Sovereigns: State-Building and Extraterritorial Violence in Early Modern Europe*, Princeton University Press, Princeton New

- Jersey, 1994, p. 4 及び p. 19.
- 21) H. Spruyt, *The Sovereign State and Its Competitors: An Analysis of Systems Change*, Princeton University Press, Princeton New Jersey, 1994, quoted by J. R. Ruggie, *Constructing the World Polity. Essay on International Institutionalization*, London and New York, Routledge, 1998, p. 184.
- 22) *Ibidem*.
- 23) H. Spruyt, *The Sovereign State and Its Competitors*, p. 26.
- 24) V. Morgan, *Some Types of Patronage, Mainly in Sixteenth- and Seventeenth-Century England*, in Antoni Maczak ed. by *Klientelsysteme im Europa der Frühen Neuzeit*, Munich, Oldenbourg, 1988, pp. 91-126; 引用は p. 106. K. Mac Hardy, *War, Religion and Court Patronage*における引用。
- 25) K. Mac Hardy, *War, Religion and Court Patronage*, p. 213.
- 26) O. Brunner, *Terra e potere. Strutture pre-statali e pre-moderne nella storia costituzionale dell'Austria medievale*, Milano, Giuffrè, 1983, pp. 329-330.
- 27) M. A. Chisholm, *A Question of Power: Count, Aristocracy and Bishop of Trent*, pp. 414-415.
- 28) W. te Brake, *Shaping History. Ordinary People in European Politics*, University of California Press, Berkley, Los Angeles, London, 1998, p. 7.
- 29) G. E. Aylmer, *Centre and Periphery. The Nature of Power Elites*, in *Power, Elites and State Building: the Origins of the Modern State in Europe 13<sup>th</sup> to 18<sup>th</sup> Centuries*, Blackwell, Oxford, 1996, pp. 59-77, p. 67.